

CEV補助金（車両）：FAQ

目次

Q0 現在よくあるお問合せ	2
Q1 申請方法・補助金交付申請書提出期限・対象車両.....	2
Q2 リース車両の使用者申請 ※令和6年4月1日以降の新規登録（届出）車両.....	4
Q3 記入方法	5
Q4 必要書類	6
4-1 申請者の確認書類.....	6
4-2 申請車両の確認書類（自動車検査証、標識交付証明書）	6
4-3 車両代金の支払い確認書類（支払証憑等）	8
4-4 下取価格が車両代金の一部に充当されたことの確認書類（下取車入庫証明書）	8
4-5 リース会社の申請 ※令和6年3月31日までの新規登録（届出）車両.....	9
Q5 申請後の変更	9
Q6 財産処分	11
Q7 その他.....	11

作成 令和6年3月28日

現在よくあるお問合せ追記、リース車両の使用者申請・財産処分の一部追記 令和6年4月15日

申請方法・補助金交付申請書提出期限・対象車両の一部追記 令和6年4月26日

Q0 現在よくあるお問合せ

No.	問合せ内容	回答
1	令和5年度補正 CEV 補助金の予算規模を教えてください。	約1,291億円です。
2	業務実施細則第13条に「センターが認めた場合を除き、手続代行者は車両販売会社に限る」との記載があります。 車両販売会社以外の会社が手続代行者になるには、どうすればよいですか。	車両販売会社以外で手続代行を行うことを検討されている場合は、申請書類提出より前に、必ず E-mail でセンターにお問合せ願います。 お問合せメールアドレス: daikou@cev-pc.or.jp

Q1 申請方法・補助金交付申請書提出期限・対象車両

No.	問合せ内容	回答														
1	補助金申請から補助金交付までの流れを教えてください。	車両登録後、車両代金の全額の支払いを完了した上で、WEB申請の場合、HP 掲載の WEB 申請マニュアルに基づきオンラインで申請願います。 紙申請の場合は、必要書類を添付して、郵便か信書便で送付してください。 補助金申請書類が適正なものか、応募要件を満たしているか等を審査し、補助金の交付が決定しましたら、「補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書」で交付金額をお知らせし、申請書に記載された金融機関に補助金を振込みます。														
2	提出期限について教えてください。	令和6年3月28日から申請受付開始します。 車両登録(届出)時期により申請書提出期限が変わります。 個別の申請書提出期限は、下記の表をご参照ください。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">初度登録(届出)日</th> <th colspan="2">申請書提出期限(消印有効)※</th> </tr> <tr> <th>原則 (車両登録日までに支払手続き完了している場合)</th> <th>例外 (車両登録日までに支払い手続きが完了していない場合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R5年12月1日～ R6年3月31日</td> <td>5月31日</td> <td>5月31日</td> </tr> <tr> <td>4月1日～ 4月30日</td> <td>5月31日</td> <td>6月30日</td> </tr> <tr> <td>5月1日以降 (例:5月10日)</td> <td>初度登録(届出)日から1ヶ月 (例:6月9日)</td> <td>初度登録(届出)日の翌々月末日 (例:7月31日)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※最終期限(別途設定)については、当センター必着です。</p>	初度登録(届出)日	申請書提出期限(消印有効)※		原則 (車両登録日までに支払手続き完了している場合)	例外 (車両登録日までに支払い手続きが完了していない場合)	R5年12月1日～ R6年3月31日	5月31日	5月31日	4月1日～ 4月30日	5月31日	6月30日	5月1日以降 (例:5月10日)	初度登録(届出)日から1ヶ月 (例:6月9日)	初度登録(届出)日の翌々月末日 (例:7月31日)
初度登録(届出)日	申請書提出期限(消印有効)※															
	原則 (車両登録日までに支払手続き完了している場合)	例外 (車両登録日までに支払い手続きが完了していない場合)														
R5年12月1日～ R6年3月31日	5月31日	5月31日														
4月1日～ 4月30日	5月31日	6月30日														
5月1日以降 (例:5月10日)	初度登録(届出)日から1ヶ月 (例:6月9日)	初度登録(届出)日の翌々月末日 (例:7月31日)														

3	提出期限が「初度登録(届出)日の翌々月末日」となるのはどのようなケースですか。	<p>車両登録日までに車両代金の支払いまたは全額支払いの手続きのいずれかが完了しない場合です。</p> <p>☆(注意)例えば、クレジット契約による支払いの場合には、「支払いの手続きの完了」とは、クレジット会社と申請者の間のクレジット契約の締結の完了をいいます(クレジット会社から販売会社への支払いの完了ではありません)。</p> <p>(令和3年度(当初予算)CEV補助金の手続から変更となっています。)</p> <p>(例)車両の初度登録(届出)の日までに車両代金の一部が現金により支払い完了、残金分についてクレジット契約を締結済である場合には、申請期限は、(原則どおり)「車両の初度登録(届出)の日から1ヶ月以内(翌月の前日までの消印有効)」となります。</p> <p>(例)下取り車の入庫(=現物による支払い)が車両登録日より後の場合は、申請期限は、「初度登録日(届出日)の翌々月の末日まで(消印有効)」となります。</p>
4	クレジット会社から販売会社への支払いが車両登録日より後である場合は、車両登録日までに全額支払いの手続きが完了していないとみなされますか。	<p>みなされません。クレジット契約による支払いの場合には、「支払いの手続きの完了」とは、クレジット会社と申請者の間のクレジット契約の締結の完了をいいます(クレジット会社から販売会社への支払いの完了ではありません)。車両登録日以前に契約締結が完了していれば、申請期限は原則どおり「車両の初度登録(届出)の日から1ヶ月以内(翌月の前日までの消印有効)」となります。</p> <p>(令和3年度(当初予算)CEV補助金までの手続から変更となっています。)</p>
5	保証方式の契約の場合は、支払いが完了していないので、車両登録日までに全額支払いの手続きが完了していないとみなされますか。	<p>みなされません。保証方式の契約の場合も、車両登録日以前に契約締結が完了していれば、支払い手続きが完了しているため、申請期限は原則どおり「車両の初度登録(届出)の日から1ヶ月以内(翌月の前日までの消印有効)」となります。</p> <p>(令和3年度(当初予算)CEV補助金までの手続から変更となっています。)</p>
6	補助金の対象となる車両の銘柄を教えてください。	<p>次世代自動車振興センターのHPで、下記から確認できます。</p> <p>車両登録日:R5.12.01~R6.03.31 はこちら</p> <p>車両登録日:R6.04.01以降 はこちら</p>
7	「補助対象一覧」において、一部車種で「〇月〇日以降の登録車」と記載があるのはなぜですか。	<p>補助対象車両は、外部有識者で構成される審査委員会での審議を経て決定されます(実施細則第11条)。審査委員会での承認日以降の登録分が補助対象になるため、メーカーの申請遅れ等があった場合、「補助対象一覧」において「〇月〇日以降の登録車」と記載しています。</p>

8	「補助対象一覧」において、一部の原付で「バッテリーサービスの場合も補助金交付額同額」との記載がありますが、どういうことですか。	脱着式バッテリー搭載の原付については、バッテリーを購入ではなく、サービスで供給を受ける形態が出てきています。二輪メーカーから上記形態での補助対象について、審査委員会に申請があり、承認された車種は、バッテリーサービスの場合でもCEV補助金の対象になります。尚、補助金交付額は、通常のバッテリー購入の場合と同額です。 また、補助金申請時には、バッテリーサービス契約締結を証明する資料の写しの提出が必要です。
9	超小型モビリティについて、令和6年3月31日までの届出車両の場合、「サービスユースは、給電機能無の場合は350千円の定額補助、給電機能有の場合は450千円の定額補助とする」とありますが、「サービスユース」とはどのような場合ですか。	「サービスユース」とは、レンタカー事業者等が「わ」「れ」ナンバーで貸出し用車として使用するものを言います。個人、地方公共団体、その他法人が自家用車として使用するものは含みません。

Q2 リース車両の使用者申請 ※令和6年4月1日以降の新規登録（届出）車両

No.	問合せ内容	回答
1	リース車両について、令和6年4月1日以降の登録（届出）車両は、これまでのリース会社の申請から、使用者の申請に変わりますが、車両代金の支払いを確認する書類として何を提出すればよいですか。	応募要領（ 【個人リース契約】 、 【法人・地方公共団体リース契約】 ）に記載の通り、リース契約書（賃貸借契約書）の写しを提出願います。
2	リース車両の使用者申請で、特に気を付けることがあれば、教えてください。	リース契約期間は必ず処分制限期間以上にしてください。リース契約期間が処分制限期間未満の場合、補助金交付はされません。 尚、処分制限期間内にリース契約を解約する場合は、財産処分となります。
3	車両登録日までに支払手続き完了しているかどうかで、申請書提出期限が異なるが、リース車両の使用者申請の場合、具体的にはどうなりますか。	リース契約日を支払手続き完了日とします。 リース契約日が車両登録日以前の場合、申請書提出期限は初度登録（届出）日から1ヶ月です。 リース契約日が車両登録日より後の場合、申請書提出期限は初度登録（届出）日の翌々月末日です。 ※P2 Q1 No.2 ご参照

Q3 記入方法

No.	問合せ内容	回答
1	交付申請書に車両の「外部給電機能」「車載コンセント(AC 外部給電機能含)」の有無の記載が必要ですが、「外部給電機能」と「AC 外部給電機能」の違いを教えてください。	外部給電機能とは、CHAdeMO 規格の急速充電口から外部に電力供給する機能のことを指します。車両から DC 電力を供給し、通常は外部給電器・V2H 充放電設備で AC 電力に変換されます。(AC 電力に変換せず、DC 電力を供給するタイプの外部給電器・V2H 充放電設備もあります。) 一方、AC 外部給電機能とは、普通充電口から外部に電力供給する機能のことを指します。車両から AC 電力を供給します。
2	「下取車入庫証明書」の書き方について教えてください。	応募要領、センターHPに掲載の記入例を参照下さい。
3	「役員名簿」の書き方について教えてください。	応募要領、センターHPに掲載の記入例を参照下さい。
4	「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表」の書き方について教えてください。	応募要領、センターHPに掲載の記入例を参照下さい。
5	必要書類について教えてください。	「個人」「法人・地方公共団体」「リース会社」により変わってきます。それぞれの応募要領をご確認ください。
6	令和 5 年度当初予算の様式で作成したのですが、申請できますか。	送付いただいても受付いたしません。新年度の様式で作成して下さい。
7	「申請書」は両面コピー印刷でも申請できますか。	A4サイズの片面コピーで印刷して下さい。
8	商業登記簿の会社法人等番号が、12 桁しかないのですが、そのまま記入してよいですか。	法人番号は、国税庁より通知されている番号です。国税庁法人番号公表サイトで調べて記入して下さい。(13 桁を記入)
9	登録番号を変更しているのですが、登録番号はどちらの番号で申請したらよいですか。	申請書には変更した番号を記入して下さい。申請には変更前と変更後の車検証、2枚の添付が必要です。
10	ゆうちょ・信金・信組等に振込はできますか。	申請者本人名義の口座であれば振込できます。
11	通帳がない為、コピーが添付できないのですが、どうしたらよいですか。	金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人、フリガナが確認できる書類であれば通帳以外の書類(キャッシュカード、Web 画面のスクリーンショット等)でもけっこうです。
12	通帳のコピー添付が必須となったのは、なぜですか。	昨年度、振込先に関する事項について、申請書への記入ミスがあり、補助金の振込みが遅くなった事例が多くありました。速やかな補助金振込みを行うため、通帳のコピー添付を必須としました。

Q4 必要書類

4-1 申請者の確認書類

No.	問合せ内容	回答
1	印鑑証明・住民票・免許証以外に、対応できるものはありますか。	ありません。 氏名・現住所が確認できる有効期限内のもの、もしくは、発行後3ヶ月以内のものを添付してください。
2	個人情報のため、役員名簿を提出したくないのですが、添付なしでも申請できますか。商業登記簿の提出で足りませんか。	役員名簿は必須です。 様式8「役員名簿」は、各省庁とも共通の様式で、国から指示されたものです。商業登記簿には、生年月日の記載がありませんので必要です。
3	自治体での申請の場合、何を添付すればよいのですか。	通常の法人申請と同じです。 但し、「商業登記簿/役員名簿」は不要です。
4	身障者減免を受けていますが、車検証上の所有者・使用者とも身障者本人となっています。どのように申請したらよいのですか。	所有者・使用者が一致している場合は、添付書類等はとくに不要です。交付申請書(様式 1-1)の 1(5)申請者の分類は、「1:個人」を選択してください。
5	身障者減免制度の関係で、「所有者＝身障者、使用者＝家族でない代行運転者」となっていますが、申請はできますか。	生計を同一にする方が使用者の場合にのみ申請を認めます。
6	身障者減免制度の関係で、車検証上の使用者が所有者と異なります。「減免承認通知書、又は減免申請書(收受印のあるもの)等」を提出、とありますが、身障者手帳写しの提出でよいのですか。	身障者手帳の場合、確認できる事項が十分でない場合がありますので、減免承認通知書や減免申請書(收受印のあるもの)の提出を推奨します。また、これらを提出していただいた場合も、内容により他の書類の提出をお願いする場合がありますのでご承知おきください。
7	減免制度の手続に時間がかかり、補助金交付申請の期限に間に合いません。	事前(申請期限より前)に必ずセンターにご一報ください。
8	(身障者減免制度全般)	自治体により制度が異なり、補助金交付申請の際の必要事項・書類についても場合により異なるため、ご不明点については個別にセンターにお問い合わせください。

4-2 申請車両の確認書類 (自動車検査証、標識交付証明書)

No.	問合せ内容	回答
1	親子(夫婦)での登録は、申請できますか。	できません。 所有者・使用者同一が申請の条件です。
2	番号変更・所有権解除をしたのですが、初度登録の車検証を紛失した場合、何を添付すればよいのですか。	陸運事務所に依頼できる「登録事項等証明書/保存記録」が必要です。

3	電子車検証の場合、電子車検証のみのコピーを添付すればよいですか。それとも「自動車検査証記録事項」のコピーも添付するのですか。	電子車検証の場合、必ず「自動車検査証記録事項」のコピーも添付してください。
---	--	---------------------------------------

4-3 車両代金の支払い確認書類（支払証憑等）

No.	問合せ内容	回答
1	振込分は、領収証を発行していないのですが、無くても申請できますか。	振込分も領収証が必要です。または、銀行発行の振込証明書(振込金受取書等)でも申請できます。
2	ローン購入の場合、ローン利用分の領収証は発行していないのですが、無くても申請できますか。	車両代金全額の支払いが完了しておらず、残金についてローン、クレジット、保証、割賦等の支払方式により後払いする場合、申請者が契約者となっている、ローン、クレジット、保証、割賦等の契約書(申込書は不可)を添付すれば、領収証は不要です。
3	「ローン申込書」でも申請できますか。	「ローン申込書」では申請できません。 申請者が契約者となっている「ローン契約書」(ローン会社に提出分、印のあるもの)が必要です。
4	クレジットカードでの支払いは、(使用時に発行される)「クレジット売上票」でも申請できますか。	「クレジット売上票」は、領収証の代わりにはなりません。 領収証が必要です。
5	申請者が領収証を紛失した為、店舗控でも申請できますか。	店舗控・入金証明書の類では、申請できません。 領収証が必要です。
6	車の保険金を車両代金の一部に充当した場合、どのような領収証を添付すればよいのですか。	損保会社からの振込であれば、損保会社宛の領収証で、併記等により申請者名を明記したものがが必要です。 また、それを裏付ける書類として損保会社からのハガキ等を添付してください。

4-4 下取価格が車両代金の一部に充当されたことの確認書類（下取車入庫証明書）

No.	問合せ内容	回答
1	残債がある場合、下取価格欄に、どの金額を明記すればよいのですか。	残債を含まない、下取金額を明記してください。
2	納車日に下取車を引き取る為、実際の入庫前に申請することはできますか。	下取車も領収の一部となるため、実際に入庫してから申請してください。
3	下取車の使用者が新車の申請者とは同一ではないのですが、申請できますか。	下取車に関してのみ、申請者と同一でなくても申請できます。

4-5 リース会社の申請 ※令和6年3月31日までの新規登録（届出）車両

No.	問合せ内容	回答
1	一括還元する契約でも、申請できますか。	一括還元の場合は申請できません。 月々のリース料金(消費税抜き)に補助金相当額が還元されていることが申請の条件となります。
2	自治体の補助金と併用する場合、算定根拠明細書は、どのように明記すればよいのですか。	基本は国の補助金相当額のみを記入してください。 記入する補助金相当額が総額の場合は、その内訳も記入してください。なお、リース料金が自治体等の補助金と合算されているリース契約については、国と自治体等の内訳を記入し、月々のリース料金で国の補助金相当額が還元されている事が分かるように記載して下さい。
3	初回と2回目以降の月々のリース料金に変更になる契約は申請できますか。	正しく月々のリース料金に還元されていて、且つ、そのリース料金が「リース契約書」で確認できれば申請できます。

Q5 申請後の変更

No.	問合せ内容	回答
1	住所及び登録番号が変更になったのですが、どうしたらよいですか。	<p>交付決定前の場合は、センターにお問合せ願います。 TEL:0570-001-136 ※受付時間 10:00～12:00 / 13:00～16:00(平日) 尚、WEB 申請の場合は、E-mail でお問合せ願います。 お問合せメールアドレス: r6webshinsei@cev-pc.or.jp</p> <p>交付決定後であれば、センターHPに掲載の「様式5/変更届出書」に記入し、新住所が確認できる書類と番号変更後の車検証(電子車検証の場合は自動車検査証記録事項も)の写しと一緒にセンターに提出してください。</p> <p>個人・・・新しい住所が確認できる本人確認書類の写し (運転免許証・住民票・印鑑登録証明書のいずれか1つ写し) 法人・・・新しい住所が確認できる商業登記簿の現在事項全部証明書 又は 履歴事項全部証明書の写し</p>

2	氏名(法人名)が変わったのですが、どうしたらよいですか。	<p>交付決定前の場合は、センターにお問合せ願います。 TEL:0570-001-136 ※受付時間 10:00~12:00 / 13:00~16:00(平日) 尚、WEB 申請の場合は、E-mail でお問合せ願います。 お問合せメールアドレス: r6webshinsei@cev-pc.or.jp</p> <p>交付決定後であれば、センターHPに掲載の「様式5/変更届出書」に記入し、新しい氏名(法人名)が確認できる書類の写しと一緒にセンターに提出してください。 個人・・・新しい氏名が確認できる本人確認書類の写し (運転免許証・住民票・印鑑登録証明書のいずれか1つ写し) 法人・・・新しい法人名が確認できる商業登記簿の現在事項全部証明書 又は 履歴事項全部証明書の写し</p>
3	法人の代表者が変わったのですが、どうしたらよいですか。	<p>交付決定前の場合は、センターにお問合せ願います。 TEL:0570-001-136 ※受付時間 10:00~12:00 / 13:00~16:00(平日) 尚、WEB 申請の場合は、E-mail でお問合せ願います。 お問合せメールアドレス: r6webshinsei@cev-pc.or.jp</p> <p>交付決定後であれば、センターHPに掲載の「様式5/変更届出書」に記入し、新しい代表者が確認できる商業登記簿の現在事項全部証明書 又は 履歴事項全部証明書の写しと一緒にセンターに提出してください。</p>
4	やむをえない事情で車両を売却することになり、補助金申請を取りやめたいのですが、どうしたらよいですか。	<p>センターにお問合せ願います。 TEL:0570-001-136 ※受付時間 10:00~12:00 / 13:00~16:00(平日)</p> <p>尚、交付決定済みで、補助金受領前の場合、「様式6/変更承認申請書」の提出が必要になりますが、センターで補助金振込を止める必要がありますので、まずは至急連絡してください。</p>
5	交付決定後に自家用から事業用にナンバー変更する場合、どのような手続きが必要ですか。	<p>申請時は事業用として使用する予定はなかったものの、交付決定後に事業用として使用する必要性が発生した場合に限っては、交付決定後に「様式5/変更届出書」をセンターに提出願います。 ※交付決定より以前(交付決定日を含む)に事業用に変更してしまうと、補助要件を満たさないため、補助金交付ができません。 ※処分制限期間内に自家用を事業用に変更する前提で申請することはできません。</p>

Q6 財産処分

No.	問合せ内容	回答
1	「財産処分承認申請書」を提出してから、どれくらいで「財産処分承認通知書」が発送されますか。	センターに「財産処分承認申請書」到着後、約2週間で「財産処分承認通知書」、及び、「財産処分報告書」の用紙を発送いたします。尚、年末年始や長期連休をはさむ場合は、約3週間となります。売却等の処分が済み次第、速やかに「財産処分報告書」をセンターに提出してください。
2	「財産処分報告書」を提出してから、どれくらいで「返納額のお知らせ」が発送されますか。	センターに「財産処分報告書」到着後、約2週間で「返納額のお知らせ」を発送いたします。尚、年末年始や長期連休をはさむ場合は、約3週間となります。 「返納額のお知らせ」に記載された期限までに、補助金を返納してください。
3	財産処分承認通知書、財産報告書の送付先を車両販売店にしたい場合はどうしたらよいですか。	財産処分承認申請書の送付時に申請者の了承を得たうえで、ご担当者の名刺等を添付し、「送付先は販売店まで」と記入をお願いします。尚、送付先が販売店と確認できない場合は申請者に送付します。
4	補助金返納額のお知らせの送付先を車両販売店にしたい場合はどうしたらよいですか。	財産処分報告書返送時に申請者の了承を得たうえで、ご担当者の名刺等を添付し、「送付先は販売店までと記入」をお願いします。送付先が販売店と確認できない場合は申請者に送付します。

Q7 その他

No.	問合せ内容	回答
1	申請受付後、審査を行った上で、申請対象外となるケースには、どのようなものがありますか。	例えば、以下のようなものが対象外です。 ① 購入車両がセンターの「補助対象車両一覧」にない場合。 ② 中古車の場合。 ③ 「自動車検査証」の自家用・事業用の別の欄が「事業用」の車両。 ④ 申請者・登録名義人・買主が一致していないもの。 ⑤ 以前に補助金を受領し処分制限期間内にある車両を下取車として処分した場合、処分した車両の補助金の返納が完了するまで、新車への補助金は交付できません。
2	交付規程第14条の中で「補助金の返還等を命じた者及びそれに準ずる者から新しい申請があった場合は、当該補助金の返納が完了したことを確認するまで、新しい申請の補助金の交付を拒否することができる」との記載がありますが、「それに準ずる者」とはどのような意味ですか？	センターが「財産処分承認通知書」を送付したにもかかわらず「財産処分報告書」の提出がない場合や、センターが送付した「保有確認とお願い」への回答がない場合などが該当します。

3	トプラナー制度について教えてください。	<p>トプラナー制度とは、省エネ法(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律)に基づき、対象となる機器や建材の製造事業者や輸入事業者に対し、エネルギー消費効率の目標を示して達成を促すとともに、エネルギー消費効率の表示を求めているものです。CEV 補助金の補助対象車両のうちでトプラナー制度の対象となるものは、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車で、乗車定員 9 人以下若しくは乗車定員 10 人(車両総重量 3.5t 以下に限る)の乗用自動車です。</p> <p>【参照:トプラナー制度(乗用自動車)】 乗用自動車 トプラナー METI</p>
4	3年前に交付された令和2年度補正のアンケート・モニタリング調査については、どこに問い合わせればよいですか？	<p>本件につきましては、当センターではなく環境省から委託を受けた事業者が対応しております。</p> <p>問合せ先等につきましては、下記サイトをご覧ください。 https://hosei-monitoring.env.go.jp/contact/form</p> <p>お電話でのお問い合わせは、下記問合せ窓口までお願い致します。 TEL:03-6627-6486</p>
5	交付申請書に「充電に関する調査」が追加されたのは、なぜですか？	<p>CEV 補助金はクリーンエネルギー自動車の普及促進を目的としたものではありませんが、充電器の普及も不可欠です。効率よく持続可能な充電器整備を進めていくために、参考情報として回答いただくものです。</p>
6	令和6年3月31日までの登録車と、4月1日以降の登録車で補助額が異なるのは、なぜですか。	<p>令和6年3月31日までの登録車は令和5年度当初予算の補助額が維持されます。</p> <p>一方、4月1日以降の登録車(EV、PHEV、FCV)については、従来の評価項目であった車両性能に加えて、充電インフラ整備やアフターサービス体制の確保、災害時の地域との連携等、「自動車分野のGX(Green Transformation)実現に必要な価値」に基づき、メーカーの取組を総合的に評価し、補助対象や金額を決定する方式に変更しております。このため、令和6年3月31日までの登録分と、4月1日以降の登録分で補助額が異なる車種があります。</p> <p>詳しくは、下記リンク先をご確認願います。 制度概要はこちら 評価の基準はこちら</p>